

成尋『參天台五臺山記』と宋代の手紙文

——文書作成や書儀編纂の方法を知る手がかりとして*

Tips for informal and formal letter writing seen in *San Tendai Godai san ki*
(The Record of a Pilgrimage to the Tiantai and Wutai Mountains)

山本孝子

成尋の日記である『參天台五臺山記』には、彼が宋滞在中に目にした公私文書が記録されており、各種手続きを行うために地方官府や中央朝廷に提出した文書もあれば、衆僧から寄せられた手紙も含まれている。また、文書作成や授受の背景、それに関わった人物・手間賃などに關する記録も見られる。そして、これらの文書は成尋との關係により大きく三種類に分けることができる。まず(1)成尋が受け取ったもの、次に(2)成尋が差し出したもの(自ら作成したもののほか、代筆を依頼したものを含む)、そして(3)成尋以外の第三者間でやりとりされたものである¹。(3)についても、成尋と無關係のものではなく、例えば卷二・延久四年六月七日條に見える「國清寺送杭州返牒案文」は、國清寺が成尋の訪問・滞在の経緯を知府に報告するものであり、控えを手元に残したと考えられる。但し、これらの文書は個人間でやりとりされるものではなく、書儀の収録範囲外であることから、本稿では、(1)と(2)を主な対象として検討を加えたい。

文書の記録方法も様々である。文書全文を控えている場合もあれば、抄出している場合、あるいは文書の授受に關する記録だけで本文の内容を書き残していない場合もある。また、花押なども含め、忠實に寫し取っているものがある一方で、具體的な名を「ム(ノ某)」に書き換えるなど、原本に手が加えられた痕跡の残るものも含まれている²。このような取捨選擇や加工の有無、記録の目的についても

*本稿は日本學術振興會科學者究費基盤奎究(C)『『參天台五臺山記』を援用した漢文手紙文書の運用實態解明に向けた研究』(21K00335)による成果の一部である。

¹このほか、卷一・延久四年五月三日條「國清寺允初以書一封到來、可奉赤城咸教主者」のように成尋が他者の手紙を託かる例も見られ、受け渡しにも関わっていたことがわかる。このような場合、當然ながら本文は記録されていない。

²成尋直筆本は傳存しておらず、最古の寫本は東福寺所藏本で、卷第五に承安元年(1171)八月五日の奥書がある。

念頭に置きつつ、手紙に関する禮儀作法を身につけていく過程を観察するとともに³、これらの手紙と書儀との関係についても考察する。

一、日常的にやりとりする手紙

1. 招待——入宋後初めて受け取った手紙

成尋が自身のやりとりした文書について記録するのは、延久四年四月廿四日條が最初である⁴。

龍華寶乘寺金剛經會請書到來、而依雨、不行向。廿三、四、五三箇日齋、毎日二千人云云。會主請書在別紙。

寶乘寺から、23日から25日の3日間に行われる金剛經會への請書が届けられたものの、雨が降っていたためこの日は出向かなかったらしい。ここでは「會主の請書は別紙にあり」とあるので、『參天台五臺山記』本文に書き寫すのではなく、別の紙に記録していたようである⁵（あるいは、受け取った請書の現物をそのまま保管していたか）。この別紙は現存しておらずその内容を知ることはできない。

また、翌廿五日條には「早旦、從金剛寶乘寺金剛般若會會主計、送迎船、即出乗船。……申時、乗船還宿」と見え、迎いの船が来たため參拜し、齋食を施されていることがわかるが、「請書」に対する返事を送ったとの記録は見られない。これを届けた使者に口頭で返答した可能性はあるが、少なくとも書面の作成はしていないものと推測される⁶。

「請書」はほかに、卷三・八月九日條「此間瑞像院傳天台教上都賜紫希顔、惠安都寺主請書來禮拜、答拜了」にも見えるが、齋に関わるものかどうか、その詳しい内容は不明である。卷六・正月十日條の「請書」は往書だけでなく復書の本文もあわせて記録されている。

申時、客省官人二人持來狀、云、

正月十一日駕出、闍梨並通事等赴内門前祇候、迎駕起居。請來日五更

³成尋が書儀を通して知識を得るのではなく、實踐から學ぶ姿が垣間見える。圓仁『入唐求法巡礼行記』には書儀への言及が見られるが、『參天台五臺山記』では一度も觸れられていない。

⁴宋に到着し下船したのが四月十六日のことであり、この八日ほどの間は直接相手に會って言葉を交わしたり、物品をやりとしたりするだけで、書面でのやりとりはなかったものと思われる。

⁵卷二・七月廿九日條にも「法門問答在別紙」とあり、『參天台五臺山記』に書き寫していない。

⁶この數日後、五月一日條には「午時、淨慈寺妙惠大師敕賜達觀禪師送牒、云『二日齋者』」と見え、牒により齋があることが伝えられたようだが、招待されたのかどうかははっきりしない。翌二日、成尋は齋に出向いておらず、返事を送ったとの記録も残らない。なお、成尋は四月廿九日に寺を訪問した際に達觀禪師と面會しており、年齢は74とあるので、成尋より一回りほど年上の僧である。本来なら書面で丁寧に対応すべき相手であるように思われる。

早來、於内門前山樓後西廊上祇候。請書知。

即依使請書、與返報。

敕宣感謝、成尋等八人並通事、來日五更早參内門西廊上祇候、迎駕起居。

客省の官人二人が持ってきた文書を「狀」と呼ぶが、本文のあとには「請書」と見える⁷。その内容は、成尋一行に上元節の皇帝出駕の行列を門前にて出迎えるよう要請するものであり⁸、四月廿四日條の「請書」とはやや性格が異なるものである。

卷八・熙寧六年五月八日條には次のように見える。

金山寺主寶覺大師務周送來日齋請、僧四人、俗二人皆送請書、而不了參由、示使長老並行者等了。別又有文字送、返事已了。請書六返畢。

この日、成尋は齋への招待を受けたものの、斷りの返事をしている。ここでは「請書」を「齋請」とも呼んでいるが、その内容は記録されていない。「齋請」の本文は、卷六・熙寧六年二月十二日條に残されている。

大相國寺三覺院講經論傳戒紫善湊送齋請、其文云、
善湊啓。取二月十五日、釋迦彌勒圓寂之辰、取十三日夜、就大相國寺
佛牙院懺悔圓戒、十四日備齋祇迎、伏望法慈早賜光降。謹狀。 年
月 日 具位如前。

招きを受けたものの、この時も成尋は齋に出向いておらず、翌十三日條には咳を理由に斷りの手紙を返したと記されている（「依咳嗽無術、送齋辭書了」）。このように、招待を受けたにも関わらず出向かない場合には返事を送っていたようであるが、その本文は記録されていない。

齋會への招待は「齋請」（十一月廿日、同廿三日、正月廿一日の各條など）のほか、「齋請書」（二月三日條）の名稱が用いられる場合もあるものの、書儀のように「屈」という表現は見られない⁹。また、書儀にも「請書」「齋請」「齋請書」といった名稱は見られず、成尋が書儀を通して學んでいた可能性は低いように思われる。

⁷翌十二日條には「客省官人來、與文字云、『客省奏得聖旨、令闍梨等於興國寺南門前、迎駕起居、惟熙上者。』」と見え、「文字」と呼んでいる。

⁸成尋は十三日に興國寺南大門にて皇帝出駕の行列を出迎えている。同月十八日條に「名上元節、正月例事也。又始自十三日夜、京内燈如日本十二月晦夜及十五夜三個夜也。諸州只十五日夜一夜云」と見え、十三日から十八日にかけて、上元節の茶菓を賜ったことや、境内での各種舞樂・雅樂・女舞・童舞などの見物に僧侶らが連日詰めかけていたことなど、当時の開封の習俗を記録している。

⁹僧を齋に招く手紙の模範文は、『五杉練若新學備用』卷中「屈齋疏」やP.4092『新集雜別紙』「屈僧」に見える。これ以外にも、敦煌發現の書儀には「屈客飲酒書」、「暖房相屈」及びその「答書」（ともにP.3691『新集書儀』）、「屈謙書」（『書儀鏡』及び『新定書儀鏡』）といった「屈書」のほか、各時節の「相迎書」も収録されており、客を招くための文例が多数残されている。

また、入宋前から書儀で作法を學んでいたのであれば、「答書」を送るべきことを心得ていたはずである¹⁰。

また、上掲の善湊の齋請は、名稱だけでなく、書式そのものが『五杉練若新學備用』巻中「屈齋疏」「右來日院内備空齋祇候、伏惟降重。謹疏。月日。具銜位 某疏」やP.4092『新集雜別紙』「屈僧」「右件來日於宅内備齋、伏望大師特垂光隆。謹疏」とも異なっている。[差出人] + 「啓」ではじまり、「謹狀」で書き留められる書式は、『五杉練若新學備用』巻中「論書題高下」「某啓者、或高或低、若不用大狀及首銜書、即須用『某啓』。……卑人與尊人、須著『某啓』。不著、又失禮」や「上尊人闊遠書」に當てはまり、目上の人物に宛てた一般的な私信の形式を用いていることがわかる。

さらに、末尾の日付が空白になっていたり、差出人の署名が「具位如前」に書き換えられたりしている。この書き換えが成尋によって行われたのか、現存する寫本の作成者によるものか、いずれにせよ善湊が送ったもとの手紙に手が加えられているのは確かである。假に成尋が改めたのだとすれば、表狀箋啓書儀の編纂過程と同様に、實物をもとに文例集を作ろうとしていたのかもしれない。

2. 物品の授受——入宋後初めて送った手紙、初めての記録

入宋直後から現地の人びととの間で、頻繁に物品の授受が行われているが、最初の頃は使者など第三者の手を介さず、成尋が直接やりとりしている¹¹。そのため、一筆添えた記録が残るのは、卷一・延久四年五月十六日が初めてである。

巳時、寺主許獻沙金三小兩、狀云、

進上

砂金參小兩

右物雖乏少、志准香積一鉢、僧堂一日供料、進上如件。

熙寧五年五月十六日 大日本國延曆寺阿闍梨寺 [主]¹²

返狀云、

領金砂壹大兩、卻設得一日堂供、候法賀（駕）石橋、因寺奉爲國師

和尚修設、祝法算、人還、謹此咨白。

¹⁰P.3691『新集書儀』「屈朝友及諸相識」と「答屈書」をはじめ、多くの「屈書」は「答書」とともに収録されている。

¹¹例えば、卷一・四月廿一日條「陳詠櫻子一裹持來。細布一端與吳船頭了」は成尋が直接手渡ししている。また、四月廿二日條には「紙志與人人……。裝束分與人人……」と紙や裝束を分け與えた相手の名前と数量のリストが残されている。

¹²この部分の文字は、東福寺本は虫損によりはっきりせず、早稻田大學本（文化十年（1813））や筑波大學本（文政九年（1826））では、「——字未明」と記されている。

國清寺主賜紫仲方（芳）走答

國師和尚法師 即尅

一通目の差出人の署名の一部が缺けているが本来成尋の署名があったはずで、ここに記録される二通は成尋が國清寺・寺主に砂金を献上した際に添えた文（「狀」）と、その返事（「返狀」）である。前節で取り上げた招待状の場合、成尋は常に招待を受ける側であり、返事を出す側であり、その本文は記録されていなかった。ここでは自分の送った「狀」を控えるだけでなく¹³、あわせて「返狀」も書き寫しており、今後、自分が何か物品を受け取り、禮狀を書かねばならないときの参考にしようと考えたのではないかと推測される。

一方で、この前日（五月十五日）に陳一郎と惟觀を使いとして、寺主のもとへ細布や草鞋を、副寺主と監寺にそれぞれ念珠を一連ずつ届けさせているが、一筆添えたとの記録はない¹⁴。個人への贈り物と、寺院への進物で對應を變えている。あるいは、この違いは、成尋が意識的に行った結果ではなく、個人間での交流における作法や習慣に関する知識不足に起因するのかもしれない。砂金の献上に当たっては、添え狀の書き方を含む寄進の手順について、成尋は事前にある程度把握していたはずである。王麗萍氏がすでに指摘しているように、この五月十六日條に見られる「狀」と類似する文書が、圓仁『入唐求法巡禮行記』卷一・承和五年八月廿六日條にも見られる¹⁵。そして、成尋が『入唐求法巡禮行記』を携帯し、内容を熟知していたであろうことは、卷一「延久四年三月廿二日」條「今日濱雀二來船中、如『巡禮記』」や卷四「延久四年十月十四日」條「『奮然日記』四卷、慈覺大師『巡禮記』三卷、依宣旨進上。至『巡禮記』第四卷、隱藏不進上。依思會昌天子惡事也」の記述からうかがえる¹⁶。

この「狀」と完全に一致する書式は書儀に見られないが、同じく「進上」という表現を用いる例として、P.3449「(擬) 刺史書儀」から「得替到京進朝見馬」を引用する。

具銜臣ム進奉朝見馬一疋

右件馬謹隨狀進上、冒犯宸嚴、臣無任戰汗兢惶、激切屏營之至。謹具狀奉進以聞。謹進。

年月日具銜臣ム狀進。

¹³ 差出人は成尋であるが、彼自身が起草・清書したかどうかは不明である。

¹⁴ 以陳一郎并惟觀寺主許送細布一端、草鞋一疋、副寺主許送紫檀琉璃裝束念珠一連、監寺許送紫檀琉璃裝束念珠一連。

¹⁵ [王麗萍 2017] 214 頁。

¹⁶ [王麗萍 2017] 212 頁。

また、僧侶に宛てたものとしては『高野雜筆集』下卷に徐公直から義空および道昉に送られたものがある¹⁷。

當境所出土物

席五合、沙糖一十斤、蜜五升、鞞鞋兩量

右件物、大唐當州所出、特此獻上、望垂不責輕鮮恩幸。謹狀。

五月廿七日 直狀上

議（義）空和尚 道昉和尚各侍童 謹空

冒頭に物品名とその數量を記し、本文は「右」字から書き出すといった特徴に大差はなく¹⁸、用途からも成尋のこの文書も獻物狀や送物と同種のものであると見做すことができる。これもまた、當時廣く用いられていた書式であったと思われる。

贈り物を受け取った僧侶らからは成尋のもとに禮狀が届けられている。その例として、卷一・延久四年五月廿二日條に見える二通の禮狀を示す。

寺主大師許送納袈裟一具、日本織物横皮、依被要、人送鏡篋一口、
兩度返事在右。

仲芳啓。茲者伏蒙

日本國法主阿闍梨大師特舍

法衣一件、

覆膊一件、已受領訖。感佩之至、不任下懷、

謹具狀塵（陳）

謝。伏惟

法慈甫賜

孚察、不宣。天台山敕景德國清寺主臨壇賜紫仲芳上

日本國法主阿闍梨大師

五月二十二日狀

又承

法慈、特示鏡篋

一口、深感

厚意勤篤、不敢推轉、謹上

謝。母宣。天台國清寺主臨壇賜紫仲芳復

日本國大雲寺主國師

五月二十二日 ■■

¹⁷徐公直の獻物狀は『唐人送別詩并尺牘』にも一通殘されており、基本的な構成は受取人が僧侶でも俗人でもほとんど変わらない。「鳥眼綾兩疋、花拔尖置子貳拾面。右件物、謹憑附往、窃以此月十日得書、十一日便言告發、忿遽更不備別物、獻上此縑素并置子、粗充微意不空。不責輕寡。伏垂特賜容納。恩幸恩幸、謹狀。徐直狀」

¹⁸獻物狀などについては〔山本 2019〕参照。

東福寺本では、最終行の日付の後「■■」で示した箇所に花押のような墨蹟が残り、原本を忠實に寫し取っているかのように見える。一方で、日付と差出人・受取人の位置関係が通常とは異なっており¹⁹、誤寫が疑われる。

P.2646『新集吉凶書儀』「謝賜物狀」やS.4571v「(擬)隨使宅案孔目官孫□謝大德慰問吊儀狀」のように、冒頭に物品名と數量が列擧され、「右」から本文が書き出される形式ではなく、この二通の禮狀では贈り物の内容について本文中で言及されており、Dx.1458「(擬)書儀」「(遺物書)答書」の形式により近い²⁰。

贈り物に対する禮狀についても、成尋は『入唐求法巡禮行記』を通して心得ていたものと思われる。卷一・開成三年八月七日條には「馳書信諮開元寺三綱、兼贈土物。附還信、送報禮書」とあり、三綱に手紙と土産を贈り²¹、返信と禮狀を受け取っている²²。このことを知っていた成尋が、自分が今後、現地の人から何か物をもらい、禮狀を書かねばならなくなった時に備えて、自分の受け取った禮狀を寫し取ったのではないだろうか。道寧（卷二・延久四年七月一日）や覺希（卷二・延久四年閏七月十三日）からの禮狀も丁寧に書き寫されている。

3. 訪問・面会——頻繁に受け取り、記録する手紙

成尋が受け取った文書のうち、全文が書寫されている数が比較的多いのは門狀であり²³、當時頻繁にやりとりされていた書式であるらしいこと、成尋がそれを學ぶ必要性・重要性を認識していたことが見て取れる。延久四年（1072）六月四日條から引用する。

開元寺都僧正文狀案文、爲後日書置也。

都僧正覺照大師子章

在（右）子章謹祇候

起居阿闍梨大師、伏〔取

慈〕旨。

¹⁹日付のあとに差出人の肩書きと署名を下に詰めて記し、改行して紙の上部に宛名と脇付を書くのが通常の方法である。上掲五月十六日條の獻物狀でも日付・差出人・受取人の順である。

²⁰贈り物に対する禮狀については〔山本 2017〕、〔山本 2019〕参照。

²¹この場合、おそらく手紙を送る際に贈り物を添えたのであって、贈り物が主ではないと推測される。〔山本 2019〕 38 頁。

²²圓仁も對面で直接やりとりした場合には、書面の作成は行っていない。卷一・開成三年七月卅日條には「開元寺僧貞順慰問、筆書問知府寺名并法師名、兼贈土物」とあり、慰問にやってきた貞順と筆談し、土産を贈っているが、一筆添えたとの記録はない。

²³廣義の門狀は全部で 10 通確認できる。同日にほぼ同内容の門狀を複数受け取った場合でも、一通ずつ書き寫していることもある。詳細は〔山本 2020b〕 91-96 頁を参照。

牒件狀如前。謹牒。

熙寧五年六月 日都僧正覺照大師子章牒

成尋はこれを「文狀案文」と呼ぶが²⁴、子章が六月一日の成尋訪問に先んじて送られていた「文狀」（実際には門狀の書式²⁵）を成尋が寫しとったものである。子章らの訪問それ自體は、すでにその當日（六月初一日條）に記録を残しており、この日の主眼は文書の書式・内容を書き留めることにあったと思われる。「後日のために書き置く」とあるが、この文書は自身の姓名や用件を簡単に記し、謁見を請うためのものであり、その内容を證據化するために作成された控えだとは考えにくい。現地の僧との交流に必要な禮儀作法を身につけようと、参考にするために書き残したのだろう。書儀のように模範文として利用することを意圖し、作文の練習も兼ねて、繰り返し同種の文書を記録したのではないだろうか。

成尋は、入宋後に初めて門狀について見聞きしたものと思われる。門狀が廣まったのは9世紀半ば頃からであり²⁶、圓仁が滞在していた時期、一般にはまだ浸透していなかったはずである。子章の訪問の10日ほど前、五月廿日に成尋は國清寺の寺主とともに天台縣の縣衙に行き、衙内に入って太守に謁見する前に、知縣仙尉祕書に「文狀」を示している。「以參來文狀奉覽」したとあり、この「參來文狀」は門狀であったと考えられるが、これは同行した國清寺の寺主が準備したもので、成尋が自分で作成したものではなかった可能性がある。この後、五月廿六日條には「午時、寺主、禹圭、陳詠諸共乘轎出寺、先向天台縣、謁知縣」、五月廿八日條には「辰時、參向州衙、謁知州少卿」、五月廿九日條には「辰時、向都監太保衙、有茶藥、次向監酒殿直衙、有茶藥」と、訪問先や面會相手について記録するのみで門狀に言及はないが、おそらく成尋に代わって同行者が持参していたのではないかと考えられる。成尋もその使用頻度の高さに気づいていたからこそ、子章の門狀を受け取ったあと、後日のために書き留めたのだろう。

なお、先の「請書」の場合と同じく、成尋は門狀についても書儀とは異なる名稱を用いている。門狀については、書儀や傳世文獻中で、別に大狀・平狀・小狀と呼ばれることもあったが、「文狀」の名稱は確認できない²⁷。『參天台五臺山記』で

²⁴ここでいう「案文」は受け取った側である成尋が作成した控えを意味する（門狀原本には、面會の可否を記入し、差出人に返したはずである [山本 2020 a]）が、文書の草案、清書前の下書きを指している場合もある。延久四年（1072）六月二日條「未時、向學堂謁學頭、上表案文預了。」詳しくは後述する。

²⁵ [山本 2020b] 92 頁。

²⁶ [山本 2020a]

²⁷『五杉練若新学備用』卷中「慰書式様」「尊人有單書來慰、合置文狀謝者、只直云『以先師眞寂、特降書曲慰問』、便以文狀躰例合」に見られる「文狀」については、字形の類似により「大狀」が「文狀」と誤って伝えられた可能性を捨て切れない。

は、六月初一日條「開元寺都僧正覺照大師子章并台州管内僧判官賜紫覺希二人先出文狀、即來坐、面謁、點茶了」や上掲五月廿日條「參來文狀」、六月四日條「文狀案文」のように「文狀」ということもあれば、卷三・熙寧五年（1072）九月卅日條では、「送物」の書式で書かれた文書を「文狀」と呼ぶ例も見られ²⁸、完全に統一されてはいない。また、卷四・熙寧五年十月廿六日條では、門狀を「文字」という例も見られる。

以後日可盡（書）、來月一日可共去由約了。出文字如後。三藏共出向點茶。

鐸謹惟謁大師。

十月 日右班殿直新授官伴劉鐸狀

この「文字」については、卷二・閏七月六日の「從寺主許有文字」の後の注釋に、「日本消息、唐云文字」とあり、私信全般の總稱としても用いられるので²⁹、門狀を文字と呼んだとしても不自然ではない。しかしながら、他と比べるとやはり「文狀」の誤記である、あるいは「文字」と「文狀」を混用していた可能性は否めない。

4. 詩・頌・歌の應酬

成尋は、物品のほか、詩・頌・歌などに添えられた手紙も受け取っている。卷二・六月七日條や卷三・八月六日條には、詩をしたための紙を受け取ったことが記録される。

未時、當寺老宿如日字曰文章來謁、與詩一紙。

如日謹成詩一章、贈送日本國師、伏惟垂覽。天台國清沙門如日上

鄉國扶桑外、風濤幾萬程。人心誰不畏、天道自分明。

鵬超遮空黑、鰲回似海傾。到應王稽首、寵賜佛公卿。

途中、入景福院禮佛、寺主點茶藥、即與詩一首。

惠日啓。臨大師象駕光訪、今成一章、奉餞行駕拜呈、伏惟採覽。天

台比丘惠日上

紫詔中天下、金書降日招（召）。攄松專待候、報我聖歌謠。

²⁸知府送酒三瓶、送返事、與使錢卅五文。……過一里間、知府重送酒大一瓶、糖餅五十枚、有文狀、送返事既了。依同使、重不可與錢。（以下、往書・復書ともに本文が記録されるがここでは省略する）

²⁹この前日（閏七月五日）には、如日文章からの手紙を指して「文字」と言っている。また、卷二・六月十五日條には「禹圭持來開元寺僧判官消息、通判返事等」とあり、ここでは「消息」「返事」といった日本語由來の表現が用いられている。また、卷四・十月十七日條では三藏からの手紙を、「書狀」とも「消息」とも呼んでいる。全巻を通して、成尋は用語を統一し、現地での名稱を忠實に記録するつもりはなかったように見える。

これらの詩は如日や恵日が面會時に直接成尋に手渡したもののようであるが、詩だけでなく、一筆添えられていたことがわかる³⁰。「謹成詩一章」と「今成一章」、「伏惟垂覽」と「伏惟採覽」、それぞれ類似の表現が用いられているが、現存の書儀には詩歌の應酬に添える文例は見られない。但し、敦煌發見の手紙の中に類例を見出すことができ、日常的に使われるある程度決まった形式が存在したものと考えられる。ここにS.2973「宋・開寶三年（970）八月節度押衙知司書手馬文斌牒」を示す。

- 1 節度押衙知司書手馬文斌
- 2 右文斌陪從
- 3 台駕、以住此莊、乃觀壁間、綵圖象寶。雖無才華、
- 4 輒述短辭、聊製七言、乃成四韻。謹隨狀呈（呈）
- 5 上、特乞
- 6 鈞慈、希垂
- 7 睽覽。謹錄狀上。
- 8 牒件狀如前、謹牒
- 9 開元三年八月 日節度押衙知司書手馬文斌牒

ここでも6-7行目に「希垂睽覽」とあり、『參天台五臺山記』の「伏惟垂覽」や「伏惟採覽」と同義の表現が用いられている。また、別にS.76-5「從表弟潘復（？）與秀才十三兄書」本文に「前者、伏蒙_田三兄眷私、專垂寵示、兼見寄新詩、感激但銘於肺腑、鋪舒寧盡於牋毫」と、追伸に「所見盛詩未敢攀和、且容後信」とあり、ここからも日常的に詩の應酬が行われていたことがうかがえる。そのため、成尋も詩を贈る際の手紙の書き方をあらかじめ知っておく必要があると考えたのかもしれない。

二、特殊な手紙

1. 省略・置換と代筆

前述の通り、『參天台五臺山記』中の一部文書には、そのままでは実際にやりとりできない、完成した實物とは一致していないと考えられる箇所が見られる。上掲の二月十二日條に見える善湊からの手紙では、本文末尾の日付が空白に、署名

³⁰卷四・十月廿六日條にも、「戌時、三藏切請、即行向。與詩二通知後、依紙長、不續、在別。文慧大師和在別」とあり、詩を與えられたらしいことがわかるが、その内容は別紙に残したためここには記録されておらず、一筆添えられていたか否かは不明である。「詩二首」ではなく、「詩二通」と数えていることから、手紙の形式をとっていたか。

部分が「具位如前」となっていた。善湊の肩書きについては手紙を引用する直前に記されており、今後手紙を書く際の手本とする場合にも必要のない部分であるため、成尋が意圖的に省略した可能性がある。では、成尋が差出人である文書に見られる類例は、どのような理由が考えられるだろうか。「ム」を含む文書を二例挙げる。

卷七・熙寧六年三月廿九日條

天晴。齋時、照大師送汁一杯、菜一杯、三藏送菜一杯。以通事客省四月二日可朝辭由也。即書文字案以三藏、紙令書照大師、以通事送了。萬歲院律師並惠道和尚來、律師付小師一人、今同船、於杭州可買律文字人云云、一人承引了。又一人不可有由示了。志與含注本疏、感悅由示了。七時法了。經六。朝辭案文、

具位ム等。右ム等、欲乞於四月初二日朝辭、赴台州國清寺。謹具狀申客省、乞賜指揮、謹録狀上。牒件狀如前。謹牒。 年 月 日日本ム等牒

卷八・熙寧六年四月五日條

天晴。通事以錢十貫儲大齋、當院、他院人多以群集、列著齋席、廣大功德也。傍座梵惠大師遠、廣智大師惠琢向成尋唱九地菩薩、合掌、得第九地善惠名故也。通事明朔受戒奏狀令作三藏、持來、即令寫照大師、獻御藥。案文、

具位ム。今爲通事陳詠、近蒙聖恩、降到祠部一道、許令剃頭、與成尋爲弟子。今來欲候到明朔剃頭、特乞開壇受戒、與前來小師賴縁等五人、同覓一船往皈日本。所貴前達不虛約、二年間卻得迴信。伏乞監使御藥大遣據狀敷奏、謹録狀上。牒件狀如前。謹牒。熙寧六年四月 日日本國乃善惠大師賜紫

「朝辭案文」「受戒奏狀」の冒頭は「具位ム（等）」となっており、差出人である成尋の位階や名が書き込まれていない。末尾はそれぞれ「日本ム等」「日本國乃善惠大師賜紫」で書き留められるが、本来「成尋」の名が續くはずである。

ここで注目すべきは、いずれの文書も「三藏」（＝梵才大師惠詢）が起草し、「照大師」（＝定照）が清書した「案文」であるという点である。差出人は成尋であるものの、起草から清書まで文書の作成には関わっていないのである。この省略が見られる箇所には、文書を發信する前に成尋が自筆で名を書き入れ、仕上げたのだと考えられる。

『參天台五臺山記』に見える文書作成の方法について、王麗萍氏は次の八つに分類する³¹。

- (1) 成尋自身が作成
- (2) 成尋が起草、他者が清書
- (3) 成尋が起草、他者が修正した上で清書³²
- (4) 成尋が起草、他者の修正を経て、成尋自身が清書
- (5) 他者が作成
- (6) 他者が起草、成尋が清書
- (7) 他者が本文を作成、成尋が署名
- (8) 他者 A が起草、他者 B が清書

これに従えば、文書は①起草、②修正、③清書、④署名の四つの段階を経て作成されていた(②修正の過程は時に省略される)。(1)を除けば、完成までの過程において多かれ少なかれ何らかの形で他者が関わっている。これに当てはめれば、「朝辭案文」「受戒奏狀」は(8)に分類できるが、成尋は明記していないものの、実際には(7)の場合と同様に、署名は自分で行っていたはずである³³。例えば、卷七・熙寧六年三月七日條には次のように記されている。

依僧録勸、進奏。

日本阿闍梨ム、右奉行闕也。聖旨、於今月初二日、開啓祈雨粉壇道場、已被感應、所有壇上供養龍八座、欲乞就本苑池内投送。謹具狀申聞、謹録狀上牒。牒件狀如前。謹牒。 年 月 日ム狀上
…(中略)…從僧録許清書送、可注付名者、加名進奏了。

この奏狀は僧録(文鑑大師)の勧めにより作成したものであり、清書してから僧録のもとへ送り、確認してもらってから名を加えている。つまり、清書の段階では署名せず、最終的に進上する際にはじめて書き入れるのである。よって、「朝辭案文」や「受戒奏狀」の場合も、三藏が草稿作成時には自筆で書き入れる箇所に「具位ム」を假に挿入し、照大師が清書する際には該當部分を空白にして、最後に成尋が空白を埋め完成させるといった過程を経たものと推測される。卷四・熙寧

³¹ [王麗萍 2017] 129～136 頁。各パターン在具体例は 133 頁表 3 にまとめられているが、「文書名」や「宛先」に修正すべき箇所が見られる(例えば、4 に挙げられる文書の宛先は「傳法院」ではなく「客省」である)。

³² 修正と清書を同一人物が擔い、かつ修正が複数回行われる場合、[岩尾 2014] に紹介されるような二つのテキストが存在することになるか。

³³ [王麗萍 2017] 133 頁表 3 の例では、作成の過程について成尋が明確に示していないものも含まれている。書寫狀況が明記されていない文書のほとんどは成尋が他人の手を借りずに自分で作成したものであると見做す點(130 頁)も再検討が必要である。

五年十月十五日條に見られる奏状の場合は、御藥・李舜舉から傳法院の書生に預けて清書するのがよいといわれ、その通り依頼しているが、「申時、院書生來、清書文奥取愚名、即加了」とあり、やはり清書を受け取ったあと、最後に成尋が署名を加えている³⁴。

2. 代筆と能書

「朝辭案文」は、皇帝に謁見を請うためのものであり³⁵、用途としては門狀に近い。ほとんどが定型表現で構成されており、書儀のような手本を参考にしながら日付や行き先を挿入すれば、初學者でも作成できなくはなかったはずである。P.3449「(擬) 刺史書儀」には「朝辭」という標題の文例が収録されている。しかしながら、成尋は皇帝への表は一貫して熟練者に代筆(起草・清書)を依頼している。これは成尋が宋の文書に不案内であったというだけでなく、その背景として平安時代の日本において上表文は能書に依頼するのが一般的であったことも要因のひとつであると考えられる³⁶。代筆を依頼する相手が「能書」であることを求めている点もそれを裏付けているように見える³⁷。卷一・延久四年六月二日條に、次のように見える。

未時、向學堂謁學頭、上表案文預了。歸宿了。順敢、賜紫永明來謁。申時、禹珪取表案來、求能書人間、慮外能書冠者來、令書寫了³⁸。

學頭³⁹に預けた案文を禹珪が受け取ってきて、能書の冠者に書き寫させている。この案文の作成者が誰であったか記されていないが、起草と清書はそれぞれ別の人

³⁴なお、この奏状の冒頭は「日本國大雲寺主阿闍梨傳燈大法師位成尋」、末尾は「年 月 日 日本國大雲寺主阿闍梨傳燈 云云」となっている。

³⁵宋代の朝辭については、[苗書梅 2007]。

³⁶ [鈴木 2020]。また、日本だけでなく宋においても公文の代筆が行われていたことは、卷四・熙寧五年十月十五日條の奏状は、御藥の指示で清書を依頼していることからもうかがえる。[睦達明 2017] には、張君房(景德二年(1005)進士)が集賢校理であったときに友人の依頼で公文を代筆した例が挙げられている。唐代に遡れば、李商隱が駢文作家として表・狀といった公用文書を作成していたことが知られており([加固 1993])、代筆家たちは、決まった形式・定型句を用いつつ、依頼者の意向(身分・立場・語気など)に沿うよう仕上げていたようである([潘邕 2013])。

³⁷書儀には、P.3637『新定書儀鏡』「凡修吊書、皆[須]以白藤紙楷書」、P.2646『新集吉凶書儀』「右修前件婚書、切須好紙、謹楷書」、『五杉練若新學備用』卷中「書須端謹、不得行草書」「手謹密即草押號、亦須端小」「凡與尊人書題切須謹小書之」「須著簽子端謹小書」「書狀須求好紙、墨端謹、如法爲上」のように、文字の大きさや書體についての注意書きは見られるが、「能書」であることは求められていない。

³⁸なお、このあとの表でも冒頭・末尾、および本文に「ム」字が使用されている。

³⁹ [藤善 2007] 147 頁註 6 では日本的な用法「学官」のこと、州府の学校教授筆頭ではないかと解釋する。

物が擔っていたようである。「求能書人間」の一文から、清書のために、能書の人間を探していたことは明らかである。

また、卷四・熙寧五年十月廿四日條には、

退出之間、侍中告云、「可進感悅表者。」以三藏令書案文、以寺能書僧令清書、進表已了。

とあり、ここでも成尋は上表文の起草を三藏に、清書を能書の僧に依頼しており、自分では書いていない。卷五・熙寧五年十二月卅日條の表の場合は、文惠大師が起草、定照が書寫しているが⁴⁰、定照（／照大師）も「能書」であるとの記述はないものの、『參天台五臺山記』の記述から、優れた書家であったことがうかがえる。卷四・熙寧五年十月十四日條に「照大師大文字上手、泗州普光王寺額依敕書、去年高麗國使與『大羅漢』三字、書滿三副絹了者」とあり、特に大きな大きな文字を書くのが上手かったらしく、敕を受けて泗州の普光王寺の額を書いており、皇帝・朝廷にも知られるほどの腕前であったようである。また、前の年には高麗の國使に「大羅漢」の三文字を三副の絹いっばいに書いて贈ったこともあるようで、彼の筆跡が素晴らしいものであったことを示している。大きな文字ほど得意でなかったとしても、文書などに記す小さな文字も下手ではなかったはずである。

また、上表文以外の文書としては、卷一・延久四年五月廿五日條に「台州申狀令書良玉、能書人也」とあり、台州への申狀を良玉に依頼しているが、彼もまた能書であった。

三、『參天台五臺山記』と書儀

成尋『參天台五臺山記』には、日常的な交流に用いられる手紙から皇帝への表まで多様な文書が記録されている。内外族書儀に相當する文例は見られないものの、その種類の多さ・利用範囲の廣さは内外族書儀から皇帝への表や皇太子への啓まで収録する P.3442 杜友晉『書儀』や S.6537v14 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』、司馬光『書儀』といった官製の書儀に匹敵するといっても過言ではないだろう。しかしながら、成尋が書儀を参考にしていたことを示す記述は残されていない。表など特定の文書については、一貫して代筆を依頼していたが、これらは P.2646 張敖『新集吉凶書儀』や『五杉練若新學備用』のような初學者向け・地方官僚向けの書儀には見られないものである。これらの書儀では、汎用性が高く、親戚知己ある

⁴⁰ 「以文惠大師令作表、以定照筆受令書也。」なお、起草者の文惠大師については、卷四・熙寧五年十月十三日條に「譯經証義文章文惠大師賜紫智普」と見え、傳法院で譯經に携わっていた人物であり、一定の文章力を備えていたと推測される。

いは官人・僧侶との間で頻用される書式により多くの紙幅を割いており、書儀を通して必要な素養が身に付くようになっている。成尋が特に繰り返し書き寫していたものも、物品の授受や訪問・面會など日常的な交流で頻繁に必要なとなる文書であり、何を學ぶべきかを見極め、身につけようとする姿勢がうかがえる。

また、「ム（／某）」についても、虚指代詞や隱名代詞としての用法以外に⁴¹、下書きの段階で名の挿入箇所を明示するための役割を持っていたのではないかということが見えてきた。さらに、ここから類推して、表狀箋啓書儀に分類されているものの一部については、實名を「ム（／某）」に置き換えて「書儀」として整理したものではなく、草稿段階のものをそのまま集めて寫したものの可能性があると考えられる。表狀箋啓書儀の編纂過程・性質については、再度検討する必要がある。

あわせて、代筆と書儀の問題についても、改めて考察を深めたい。代筆が日常的に行われていたのであれば、そもそも書儀は必要なかったはずである⁴²。皇帝への表を例にとれば、P.3442 杜友晉『書儀』「表凶儀」⁴³、S.6537v14 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』「諸色牋表第五」、P.3449+P.3864 「(擬) 刺史書儀」、P.4093 劉鄴『甘棠集』卷一、司馬光『書儀』卷一「表奏・表式」に文例が収録されている。S.6537v14 鄭餘慶『大唐新定吉凶書儀』の場合、「封表極式」や「轉牒式」といった内容を含み、実際に表を書く機会はなかったとしても、知識や作法を學ぶ教養書としての役割を持っていたと考えられるが、P.4093 劉鄴『甘棠集』卷一「賀瑞蓮表」「賀元日禦殿表」「謝賜春衣表」ほか數通の表を含め、卷一から卷三に収録される計六十通の表・狀・書・啓のすべてが、劉鄴が高少逸の代わりに起草したものである⁴⁴。表と同じく、特に禮儀作法が重視されるのが吉儀の婚禮と凶儀の葬禮であるが、特に通婚書については表との共通点が多い⁴⁵。南宋・丁昇之『婚禮新編』卷之一「書儀」は、現存する最も新しい書儀であるが⁴⁶、同書卷之二から卷之二十には婚禮にかかわる儀式の各段階で必要となる文書が収録されている。例えば、卷之二には「求允」「答允」「謝媒」「媒答」「求親」「答未允」「許親」の文例が収められており、「許親」の場合「張從道 代婺州郭彥明答王唐卿」「馬子仁 代吳回陳」のような標題が付された

⁴¹ [楊明璋 2005] では變文では、虚指代詞・第一人稱代詞・隱名代詞としての用法が見られることを指摘する。模範文として創作された吉凶書儀では主に虚指代詞として、書簡の實物をもとに作成された表狀箋啓書儀では主に隱名代詞として用いられる。

⁴² 代筆の代金は決して安くはなかったようで、頻繁に依頼できないという事情もあっただろう。卷一・延久四年五月廿五日條には「鴻植閣梨四帖、行者禹昌綾二丈、細布三丈、依能書人、今見要書故也」と、能書の人に書いてもらうために謝禮を渡している。また、卷四・熙寧五年十月廿七日條には「遊臺使召來、爲書申文等、乞錢一貫、即與了」とあり、申文等を書くために錢一貫を請求され與えている。

⁴³ 本來は「表吉儀」も収録されていたはずであるが、寫本の缺損により現存しない。

⁴⁴ [趙和平 2000] 11 頁。

⁴⁵ [山本 2013]

⁴⁶ [山本 2014]

ものが含まれている。この「代」はその文書を必要とする本人に代わって作成したことを示すに違いない。卷四之五「答定」（定婚に対する答書）には「孫尚書」という標題をもつものが9通も存在し、孫尚書が自分の子9人それぞれの定婚に際して書いたと考えるよりは、他者に依頼されて代筆したと考える方が自然である。想像を逞しくすれば、個人名が標題となっているこれらの文はすべて代筆の仕上がり見本のようなものであり、敦煌発見の書儀、特に表狀箋啓書儀に分類される書儀の中にもこのような性質を持つ文例集が含まれているのかもしれない。

本稿で論じたように、『參天台五臺山記』は文書作成や書儀編纂の方法を知る重要な手がかりとして位置づけられる。今後は他の敦煌文書の例や、日本における文書の作成方法なども視野に入れつつ、書儀、とりわけ表狀箋啓書儀の編纂過程の解明に向けて研究を進めていきたい。

参考文献

- 藤善眞澄 2007：『參天台五臺山記』上，關西大學出版部
- 岩尾一史 2014：「再論『吐蕃論董勃藏修伽藍功熙記』——羽 689 の分析を中心に」『敦煌寫本研究年報』8，205-215 頁
- 加固理一郎 1993：「李商隱の駢文における典故の技法について」『日本中國學會報』45，80-94 頁
- 苗書梅 2007：「朝見與朝辭——宋朝知州與皇帝直接交流方式初探」『首都師範大學學報（社會科學版）』2007-5，112-119 頁
- 潘邈 2013：『唐代代筆公文中文人的主體意識研究』廣州大學碩士論文
- 睦達明 2017：「忌捉刀代筆——公文寫作忌之十五」『祕書之友』2017，46-48 頁
- 鈴木蒼 2020：「平安時代における『能書』の基礎的考察」『史學雜誌』129-3，38-62 頁
- 王麗萍 2017：『成尋《參天台五臺山記》研究』上海人民出版社
- 山本孝子 2013：「ハコを用いた封緘方法——敦煌書儀による一考察」『敦煌寫本研究年報』7，281-296 頁
- 2014：『婚禮新編』卷之一所收「書儀」初探『東方學研究論集（日英文分冊）』282-293 頁
- 2017：「凶儀における物品の授受に關する覚え書き——S.4571v 「（擬）隨使宅案孔目官孫□謝大德慰問吊儀狀」を中心に」『中國周邊地域における非典籍出土資料の研究』75-90 頁
- 2019：「敦煌的「獻物狀」、「送物」及「遺物書」析論」『敦煌學』35，19-42 頁
- 2020a：「唐宋時代の門狀——使用範圍の擴大と細分化」『續中國周邊地域における非典籍出土資料の研究』65-87 頁

—— 2020b : 「《(擬) 刺史書儀》〈封門狀回書〉與《五杉練若 新學備用》〈大狀頭書〉之比較研究 —— 〈唐宋時代の門狀——使用範圍の擴大と細分化〉補遺」『敦煌寫本研究年報』14, 85–97 頁

楊明璋 2005 : 「敦煌變文之「某」、「某甲」、「某乙」析論」『敦煌學』26, 177–190 頁

趙和平 2000 : 『敦煌本《甘棠集》研究』新文豐出版公司

(作者は廣島大學外國語教育研究センター准教授)